

豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託事業者選定にかかる 公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

この事業は、入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された高齢者世話付住宅(以下「シルバーハウジング」という。)及び一部の市営住宅の一般住戸に生活援助員を派遣し、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供することにより、入居者の在宅生活を支援することを目的とする。

※「一部の市営住宅の一般住戸」とは、すでに生活援助員を派遣している一般向け住戸。

2. 募集対象業務等

- (1) 業務名
豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託業務
- (2) 業務内容
豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業仕様書のとおり
- (3) 履行場所
豊中市シルバーハウジング生活援助員派遣事業仕様書のとおり。
- (4) 契約期間
令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。
- (5) 予算額(委託料の上限額:消費税及び地方消費税を含む)

住宅名	住所	金額
市営三国住宅	豊中市三国 2-1-1	令和6・7・8年度各年度 8,178,126円
市営野田第二住宅	豊中市野田町 17-1	令和6・7・8年度各年度 3,673,626円
市営原田住宅	豊中市原田元町 2-21-10	令和6・7・8年度各年度 3,673,626円
府住宅供給公社豊中B団地	豊中市服部本町 5-2-7	令和6・7・8年度各年度 3,673,626円
市営アルビス旭ヶ丘住宅	豊中市旭丘 1-10	令和6・7・8年度各年度 3,673,626円
市営島江西住宅	豊中市島江町 1-2-8	令和6・7・8年度各年度 3,673,626円
市営向丘住宅	豊中市向丘 3-9-8	令和6・7・8年度各年度 5,709,660円
府営上新田住宅	豊中市上新田 4-18-1・2	令和6・7・8年度各年度 5,709,660円

※令和7年度(2025年度)以降の委託料については、予算の議決が前提。

3. 参加資格

本案件に参加できるものは、参加表明書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす事業者とする。なお、提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 豊中市内に事業所を有し、介護保険サービス又は高齢者福祉サービスの提供実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 令和5・6・7年度の豊中市入札参加資格の認定を受けていること。
- (4) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 労働関連法令に違反し官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条によ

る改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。

- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (9) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていないこと又は申立てをなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった又は申立てをなされなかったとみなす。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていないこと又は更生手続開始の申立てをなされていないこと。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた場合については、会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった又は更生手続開始の申立てをなされなかったとみなす。
- (11) 公租公課を滞納していないこと。

4. 日程の概要*いずれも令和5年（2023年）

項目	日程	備考
●募集要領等市HP掲載	9月29日（金）	
●「質問票」（様式第1号）提出 （質問がある場合のみ）	10月4日（水）午後5時まで	E-mailで提出。送信後市へ電話連絡をお願いします。
●質問回答	10月10日（火）	市HPに掲載します。
●「参加意向表明書」（様式第2号）提出	10月13日（金）午後5時まで	E-mailで提出。送信後市へ電話連絡をお願いします。
●「応募申込書」等（様式第4号～第8号）提出	10月16日（月）から 10月23日（月）午後5時まで	郵送又は来庁受付。10月23日（月）午後5時までに必着（土・日曜の来庁受付はしません）。
●書類審査（一次審査）	10月下旬	1住宅に4事業者以上応募の場合のみ実施。
●面接審査（二次審査）	11月上旬	日時は別途通知します。 オンライン（Zoom）審査。
●審査結果通知	11月中旬頃	
●委託契約締結	11月下旬頃	

※「参加意向表明書」（様式第2号）提出後、応募を辞退する場合は、あらかじめ市に電話連絡のうえ、応募辞退届（様式第3号）を郵送、又は来庁により提出してください。

5. 新委託事業者の業務開始までのスケジュール等（予定）

内 容	日 程 等
業務引継ぎ	概ね令和5年12月頃から令和6年3月中旬頃までの期間
生活援助員研修	新委託事業者の責任において実施

委託事業者の交代があり、前委託事業者から事業継承する場合は、以下の事項に留意すること。

- ① 現在利用中の利用者には十分な説明を行い、サービス提供に支障が出ないようにすること。
- ② 委託業務の実施にあたっては、関係機関等と緊密な連携を図ること。
- ③ 委託業務の引き継ぎに関する計画を作成し、前委託事業者との間で、業務や利用者等について十分な引継期間を設けること。

6. 応募方法

(1) 提出書類

ア) 様式第1号 質問票：質問がある場合のみ
イ) 様式第2号 参加意向表明書
ウ) 様式第3号 応募辞退届：様式第2号提出後辞退する場合
エ) 様式第4号 応募申込書
オ) 様式第5号 事業所の組織及び運営、事業実績に関する事項
カ) 様式第6-1, 6-2号 事業計画書1、事業計画書2
キ) 様式第7号 見積書
ク) 様式第8号 入札参加停止措置等状況調書

※複数の住宅に応募が可能です。

(2) 提出部数

- ・正本1部（（1）の提出書類のうちエ）オ）カ）キ）ク）。あわせて、正本の写しをPDF形式で1つのファイルにしてCD-Rに保存したものを1枚提出すること。正本の規格はA4縦型フラットファイルに左綴りとじ、横書き、両面とする。全体にページを付け、目次を付ける。ファイルの背表紙等には業務名（住宅名も入れる）を明記するとともに、提出各様式書類に見出しのインデックス（例：「様式第〇号」「書類①」など）を貼付すること。文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。正本で印鑑が必要な書類については、応募事業者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。）を押印。複数の住宅に応募する場合は、カ）・キ）の様式を住宅ごとに作成してください。
- ・提出書類の提出は郵送又は来庁受付とします（「4. 日程の概要＊いずれも令和5年（2023年）」を参照）。
 ※提出書類の不足があった場合は、失格となりますので、十分に確認のうえ、提出してください。
 （「8. 応募事業者の失格」参照）
- ・提出書類の分割提出は認めません。また、提出期限内に提出がない場合は、本案件の参加自体を無効とします。提出書類等の受付後、追加及び修正は認めません。
- ・提出書類等の作成及び提出に係る費用は、全て応募事業者の負担とします。
- ・提出書類等の著作権は、審査結果が確定するまでの間は応募事業者に帰属します。提出書類等は事業者選定のみ利用し、他の目的には使用しません。また、提出書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ・提出書類等は一切返却いたしません。

(3) 参加の取り下げ

参加表明書等の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに長寿安心課（電話：06-6858-2235）まで電話連絡し、参加辞退届（様式第3号）を郵送、又は来庁により提出してください。

7. 選 定

(1) 審査方法等

市職員で構成する「受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）が行います。審査にあたっては、審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、最優秀受託候補者を選定します。なお、委員会は非公開とし審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

<審査基準>

評価項目	評 価 内 容	配 点
業務内容	仕様書に沿った具体的で実現可能な取組みの提案 ・入居者の安心・安全の確保策や、団らん（談話）室（※下記（参考）を参照）を活用した介護予防・生きがいつくりの取組み等。	12点
実施体制	経験や資格を有する生活援助員の確保状況、生活援助員の資質向上の取組み、個人情報漏洩や災害時等の危機管理上の業務継続体制等	9点
業務実績	過去3年（令和2・3・4年度）で本事業の業務実績があるか。 あり：2点　なし：0点 ※ 他市との契約の場合は、実績を証明できる契約書等の写しを添付してください。	2点
見積金額	見積金額に応じ5点、4点、3点とする。	5点
過去の処分歴等	公募日から起算し過去3年以内に本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、又は公募日から起算し過去3年以内に本市から契約解除又は書面による警告を受けた場合。	-2点
	公募日から起算し過去3年以内に本市及び国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合	-1点

※「業務内容」、「実施体制」にかかる採点は、4段階評価で行います。

(参考)

住 宅 名	生活援助員室(等)面積	団らん（談話）室面積
市営三国住宅	約198㎡	左記のうち約62㎡
市営野田第二住宅	約103㎡	左記のうちの半分強
市営原田住宅	約103㎡	左記のうち半分程度
府住宅供給公社豊中B団地	生活相談室：43.46㎡	談話室：43.46㎡
市営アルビス旭ヶ丘住宅	約102㎡	左記のうち55㎡
市営島江西住宅	約48㎡	左記のうち約21㎡
市営向丘住宅	約132㎡	左記のうち約76㎡
府営上新田住宅	生活団らん室B：46.3㎡（1棟）	生活団らん室A：51.0㎡

① 書類審査（一次審査）

1住宅に応募事業者が4社以上あった場合のみ実施します。結果はすべての応募事業者に通知を行うとともに、面接審査（二次審査）の対象となる応募事業者には、その旨を通知します。

② 面接審査（二次審査）

提出書類に基づく面接審査を行い、評価点の合計による総合評価で最高得点を得た応募事業者を最優秀受託候補者とし契約交渉の相手方とします。なお、審査の結果、合計点が全体配点の50%未満の場合は順位にかかわらず選外とします。合計点と同じ場合は、委員会委員による合議で審査結果を確定します。面接審査は、オンライン（Zoom）で実施します。時間・場所等は、書類審査を実施の場合は終了後書類審査の可否とともに通知します。書類審査を実施しない場合は別途通知します。

内 容：提出書類に基づき、応募事業者の説明、選定委員からの質疑を非公開で行います。

面接時間：1応募事業者あたり概ね25分以内とします。

※応募事業者の説明（15分以内）＋質疑応答（10分以内）

※複数の住宅に応募の場合は、原則的に一括して実施する予定ですが、応募状況により変更する場合があります。

留意事項：オンラインでの面接審査に必要な機材はすべて応募事業者で用意すること。当日の出席者は、すべて応募事業者が雇用している者とし、2名以内で提出書類の内容の質疑に回答でき、本業務を担当する者となります。

(2) 審査結果の通知

結果は11月中旬を目途に最優秀受託候補者には、採点結果とその旨を、その他の応募事業者には選外の旨を郵送にて通知します。また、評価内容および選定結果に対する問い合わせには応じません。なお、応募事業者からの審査結果に関する情報の開示については、応募事業者の自己情報についてのみ対象となります。

(3) 審査結果の公表

審査結果の通知後、「豊中市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン〈令和5年（2023年）4月〉」に基づき、市のホームページ等において結果公表を行います。

8. 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・契約締結日までの間に、3で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- ・提出書類において虚偽の内容を記載したとき。
- ・提出期限までに指定した提出場所に提出書類の提出がないとき。
- ・面接審査に欠席したとき。
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ・他の応募事業者と提出書類の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- ・選定終了までの間に、他の応募事業者に対して提出書類の内容を意図的に開示したとき。
- ・本公募案件に関して選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき。
- ・正常な応募の執行を妨げる等の行為があったとき。

- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んでいたとき。
- ・審査の公平性を害する行為があったとき。
- ・応募する住宅の見積金額が「2. 募集対象業務」の「(5) 予算額」を超える場合。
- ・前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等により選定委員会が失格と認めたとき。

9. 契約について

- ・最優秀受託候補者は、採択された応募内容をもとに、本市と仕様並びに価格等協議のうえ、本市の内部手続きを経て、本業務の受託事業者として決定されるので、最優秀受託候補者の通知をもって本業務の受託事業者を約するものではない。
- ・協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された応募内容と変更が生じることがある。
- ・受託事業者は、原則として契約保証金の納付を行うこととする。

○契約保証金を納付する場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に納付する。

○契約保証金を免除する場合

- ・履行保証保険の契約をするとき
契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する。
- ・本市財務規則第110条第3号又は第6号の規定に該当すると本市が認めたとき

10. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費(提出書類の作成・提出及び面接審査に関する費用、旅費等)は、応募事業者の負担とする。
- ・委員会の委員、応募事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ・本公募案件に関して市職員への接触を禁じます。
- ・審査結果後に本募集要領及び仕様書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ・提出書類等の作成およびその他の手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとします。
- ・困らん(談話)室を活用した介護予防・生きがいつくりの取組み等は必ず提案してください。

11. 問い合わせ先及び提出書類関係提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市福祉部長寿安心課 相談安心係

電話：06-6858-2235 FAX：06-6858-3611

E-mail：choujuanshin@city.toyonaka.osaka.jp